

優良農地の確保に向けた取組について

令和5年1月

農林水産省

農村振興局

目次

1	農業振興地域制度	1
1-1	農業振興地域制度の仕組み	1
1-2	農業振興地域制度と農地転用許可制度について	2
1-3	農用地区域の設定要件及び除外要件	3
1-4	農用地等の確保等に関する基本指針（農林水産大臣）	4
1-5	確保すべき農用地等の面積の目標達成のための仕組み	7
1-6	令和2年の基本指針変更を踏まえた都道府県の基本方針の変更状況	8
1-7	平成27年の基本指針（前回）における面積目標の達成状況について	9
1-8	農用地区域内農地面積の増減要因（平成27年～令和元年）	10
1-9	農業振興地域制度における各段階の役割分担について	11
1-10	農業振興地域の整備に関する法律の制定の経緯・改正の経過	12
1-11	農業振興地域制度及び農地転用許可制度における地方分権、規制緩和等への対応	13
2	データ関係	15
2-1	農地面積の推移	15
2-2	農地転用面積の推移	16
2-3	農用地区域からの除外実績	17
2-4	4 ha超の農地転用許可に係る大臣協議の実績について	18
2-5	農地の概念	19
2-6	全国の荒廃農地面積の推移（平成20年～令和2年）	20

第1回 農地法制の在り方に関する研究会において 委員からご質問のあった事項（農業振興地域制度関係）

制度関係

- 平成21年農振法改正により創設した確保すべき面積目標制度（是正の要求制度を含む）の効果・評価
..... P4, P7, P8, P9, P10
- 農振法制定当時、農用地域の設定を市町村の事務とした理由..... P11, P12, P13
- 市町村として農用地域内を広く設定しようとした事実があると思うが、それに対する評価
..... P11, P12

データ関係

- 用途別農地転用の実績..... P16
（また、コンパクトシティなど、都市サイドからの開発圧力が低減する中で、毎年、2万ha弱の転用されている
ことの評価）
- 農地法附則第2項に基づく農地転用の大臣協議の実績、有効に働いているかの分析・効果検証..... P18
- 耕面統計上のかい廃面積のうち「荒廃」に分類された土地の面積と遊休（荒廃）農地面積との差は何か
..... P19
- 耕面統計上のかい廃面積のうち「荒廃」に分類された土地の累積面積..... P19
- 農用地域内農地における遊休農地の割合の推移..... P20

1 農業振興地域制度

1-1 農業振興地域制度の仕組み

- 農業振興地域制度は、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することが目的の制度。
- 農用地区域の設定（農業振興地域整備計画の策定）は、条件をそなえた農業地域の保全・形成、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として実施。

農業振興地域の整備に関する法律(抄)

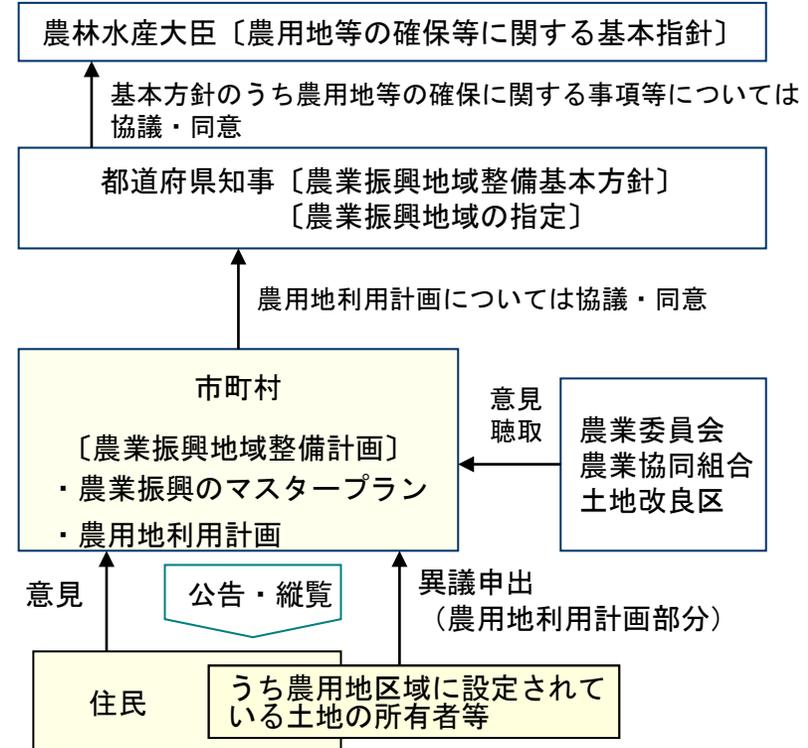
(目的)

第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

(農業振興地域の整備の原則)

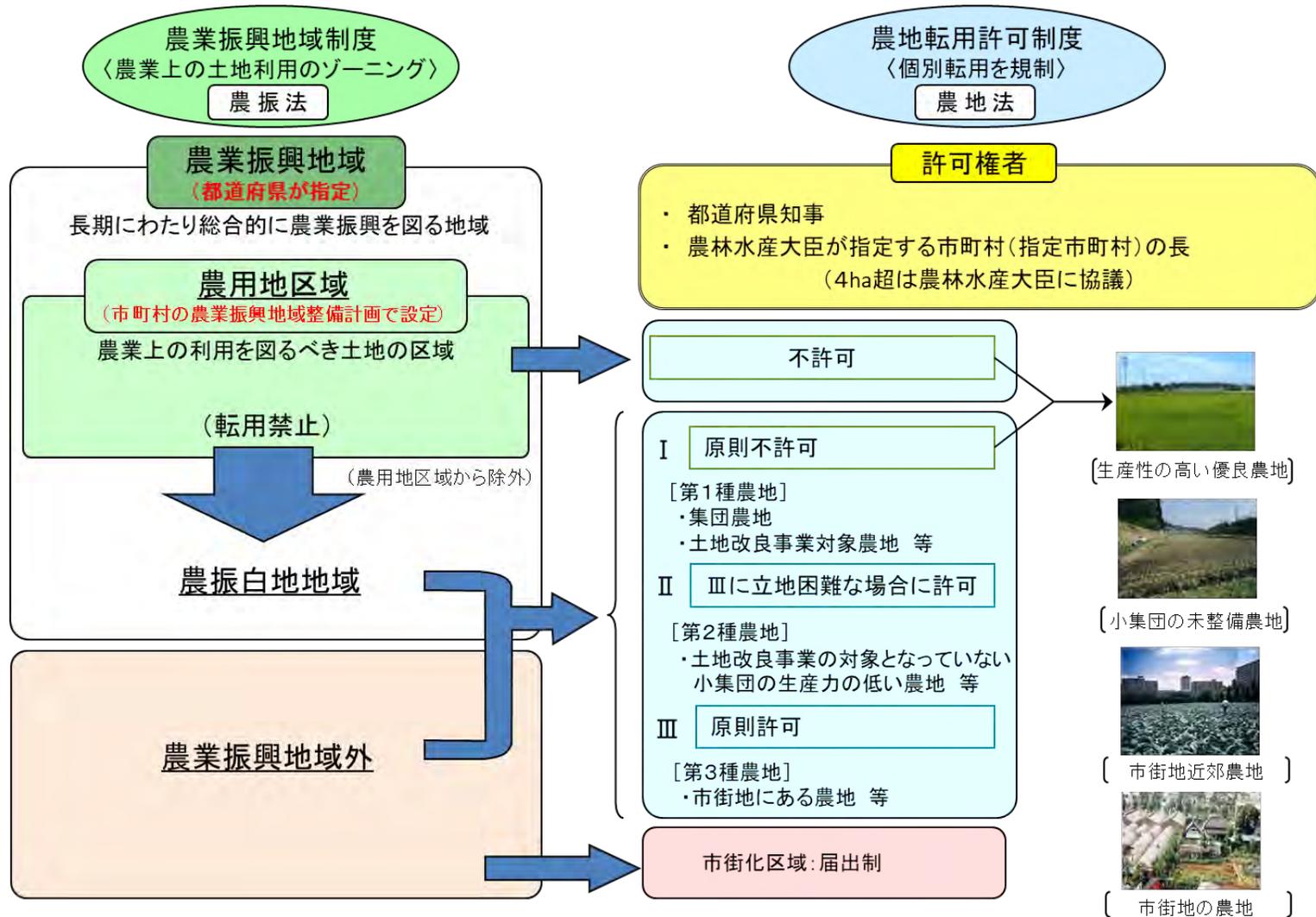
第2条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。

農業振興地域制度の仕組み



1-2 農業振興地域制度と農地転用許可制度について

- 農業振興地域制度により、優良農地の確保・保全及び農業振興施策の計画的な実施のため、優良農地をゾーニング。
- 農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導。



1-3 農用地区域の設定要件及び除外要件

- 農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地について設定。
- 農地転用のための農用地区域からの除外（公益性が特に高いと認められる事業の用に供する場合等を除く）は、5つの要件をすべて満たす場合に限り可能。
- 地域計画の区域内の土地がその達成に向け適切に確保されるよう、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」を追加し、農用地区域からの除外を厳格化（令和5年4月施行）。

農用地区域の設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
 - ア 集团的農用地（10ha以上）
 - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
 - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
 - エ 農業用施設用地
（2ha以上又はア、イに隣接するもの）
 - オ その他農業振興を図るために必要な土地

農用地区域からの除外要件

- 次の要件を満たす場合に限り除外が可能。
 - ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
 - イ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること（**新設**）
 - ウ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること
 - エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
 - オ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
 - カ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

1-4 農用地等の確保等に関する基本指針（農林水産大臣）

- 農林水産大臣は、農用地等の確保について国の基本的な考え方が都道府県の定める農業振興地域整備基本方針、市町村が定める農業振興地域整備計画に反映されるよう「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定。
- 令和2年12月に公表した基本指針においては、令和12年の農用地区域内の農地（耕地）面積の目標を397万haと設定。

農用地等の確保等に関する基本指針の概要

- 農用地区域内の農地の確保に関する基本的な方向
 - ・ 令和12年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（令和元年400万ha）よりも3万ha減の397万haを目標として設定
 - ・ 農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域への積極的な農地の編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る
 - ・ 農地中間管理機構を通じた農業の担い手等への農地利用の集積・集約化の加速化等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進
- 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準
- 農業振興地域の指定基準
 - ・ 農用地区域に指定すべき土地がおおむね200ha（市街化調整区域や山間地域等は50ha）以上あること 等

農用地区域内農地面積の目標について

- これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進の効果及び各種施策による荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで、農用地区域内の農地面積の目標を設定

令和元年現在の農用地区域内の農地面積

400.2万ha

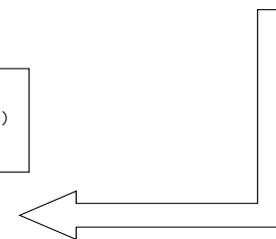


すう勢	令和12年までの農地の増減	施策効果	令和12年までの農地の増減
農用地区域からの除外	△7.0万ha	農用地区域への編入促進	+5.7万ha
荒廃農地の発生	△8.3万ha	荒廃農地の発生防止	+1.2万ha
		荒廃農地の解消	+4.8万ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の令和12年時点の農用地区域内の農地面積

385万ha（すう勢）



令和12年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標

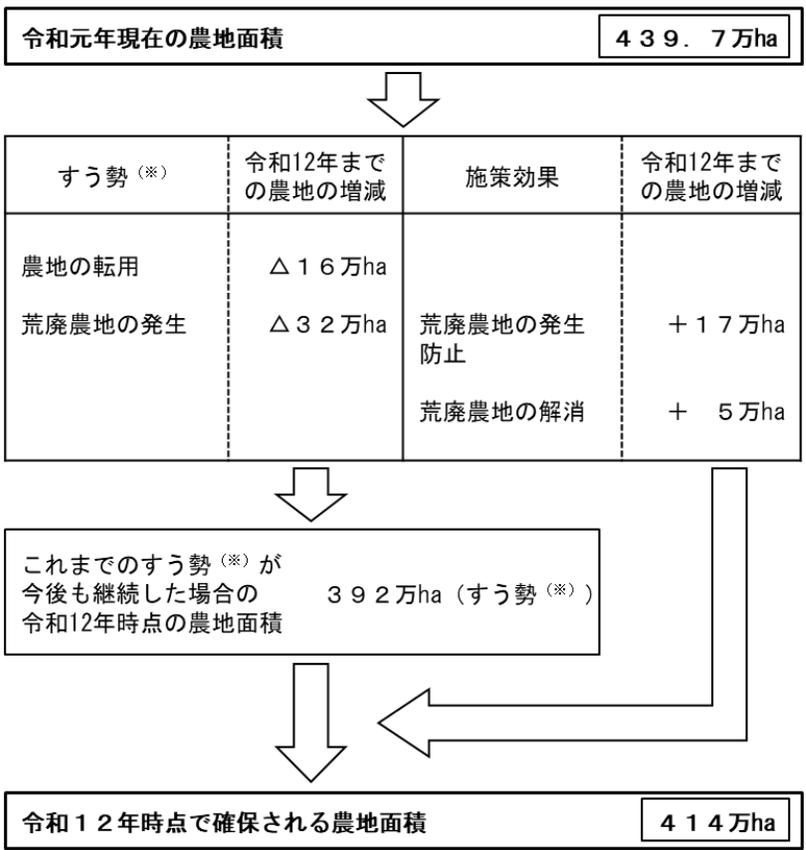
397万ha

注1) ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。
 注2) 「すう勢」は、「農用地区域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が同水準で継続した場合の農地面積の減少である。

(参考)「基本計画」における農地面積の見通し

- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）において、令和12年における農地面積の見込みをこれまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで推計（414万ha）。
- この農地面積の見通し414万haと耕地利用率104%が、食料自給率目標（令和12年度 45%）の達成の前提。

農地の見通しと確保



(※) すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み。

基本計画における食料自給率目標と現状

	平成30年度 (基準年度)	令和3年度 (直近年度)	令和12年度 (目標年度)
カロリーベース	37%	38%	45%
生産額ベース	66%	63%	75%

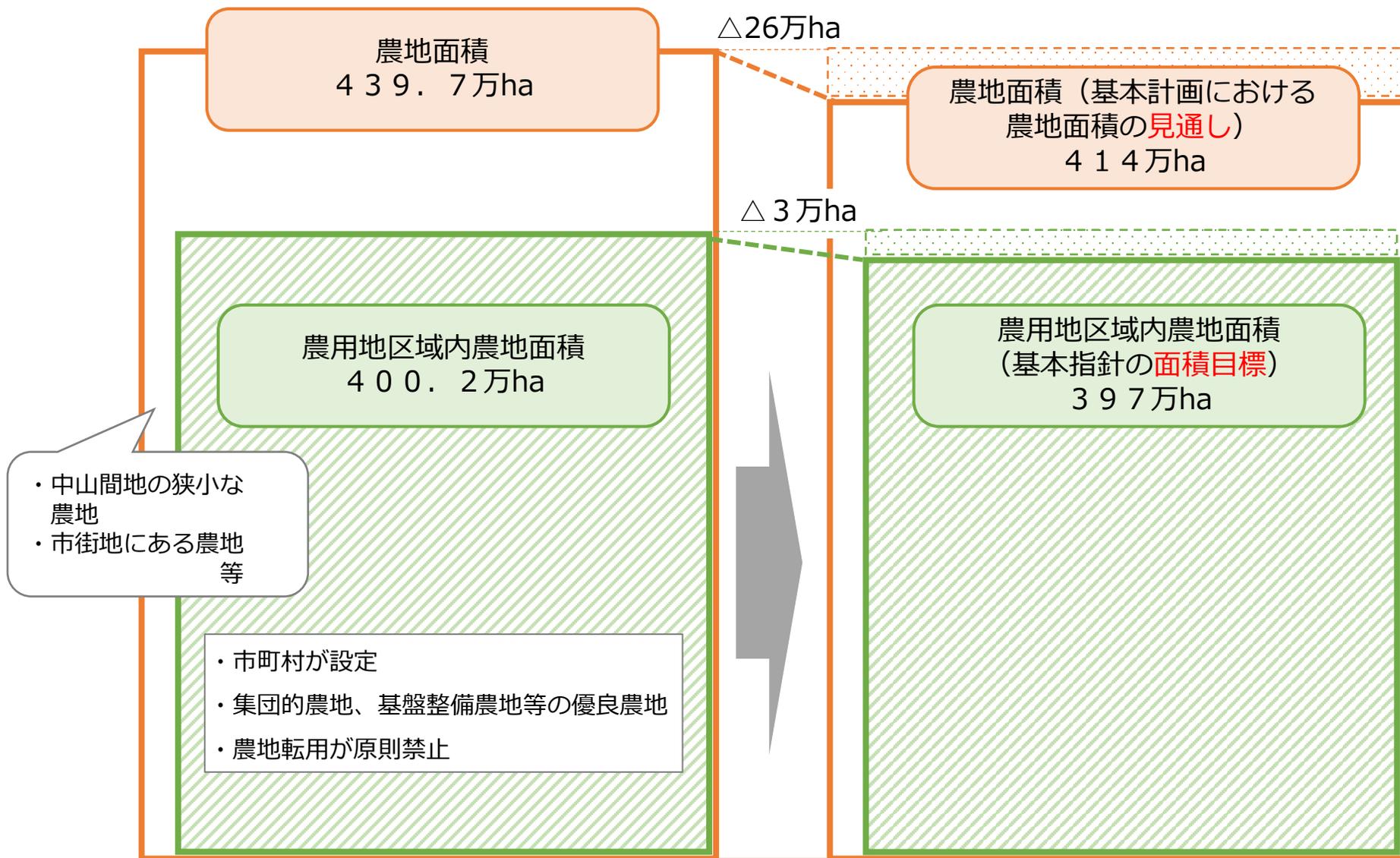
農地面積の見通し、延べ作付面積及び耕地利用率

	平成30年	令和12年
農地面積 (万ha)	442.0 (令和元年 439.7)	414
延べ作付面積 (万ha)	404.8	431
耕地利用率 (%)	92	104

(参考) 全国の農地面積の見通しと農用区域内農地面積の目標との関係

○ 令和元年（基準年）

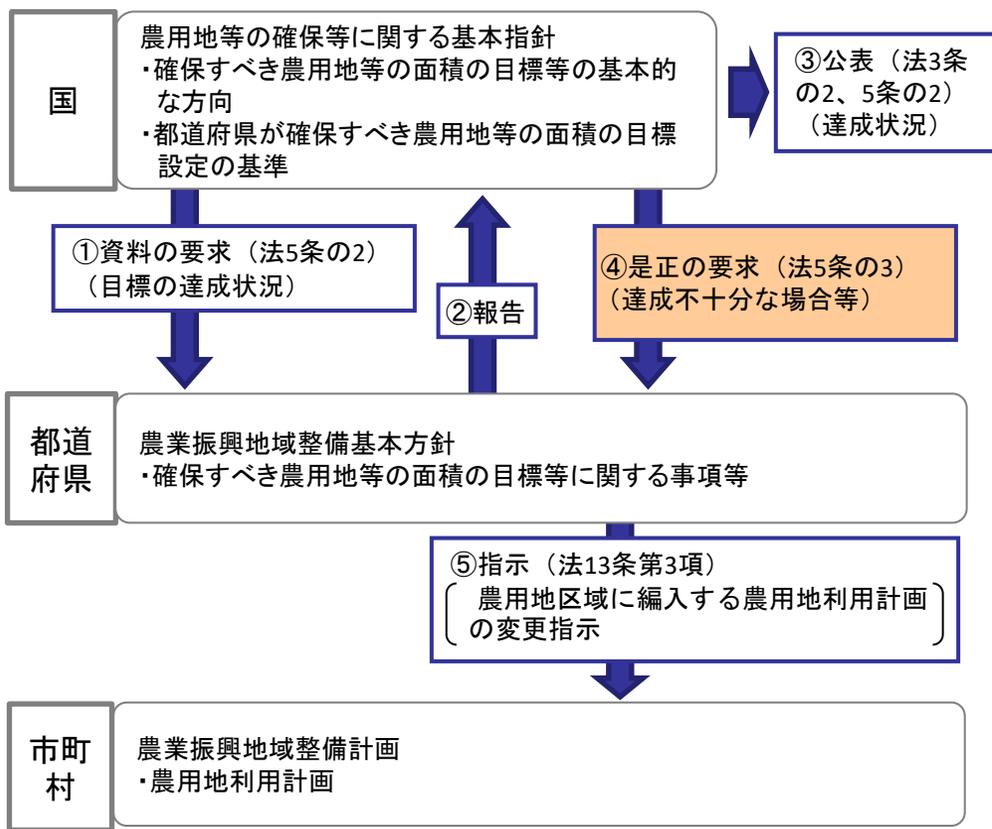
○ 令和12年



1-5 確保すべき農用地等の面積の目標達成のための仕組み

- 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、資料の提出の求めを行い、目標の達成状況を公表。（法第5条の2）
- 農林水産大臣は、目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して、是正を要求。（法第5条の3）

優良農地の確保に向けた仕組み



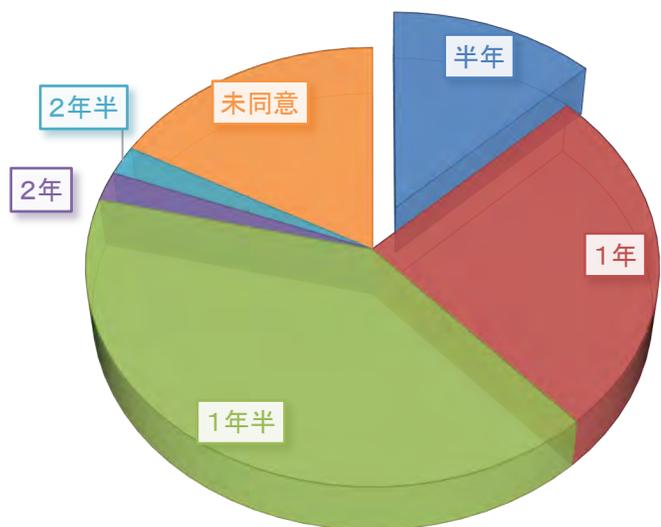
是正の要求の内容

- ① **農業振興地域の指定に関する事務**
農業振興地域の指定予定地域について、まだ指定がなされていない場合に、その指定を行うこと。
- ② **農業振興地域の区域の変更又は指定の解除に関する事務**
農業振興地域の指定予定地域について、その一部しか農業振興地域の指定がなされていない場合に、農業振興地域への編入のための区域変更を行うこと。
- ③ **農用地利用計画の作成又は変更の同意に関する事務**
都道府県の確保すべき農用地等の面積の目標の達成に支障が生じないように、農地転用を目的とした農用地区域からの除外（農用地利用計画の変更）に関する都道府県知事の同意を抑制すること。
- ④ **農用地利用計画の変更の指示に関する事務**
農用地区域の設定基準を満たす土地について、農用地区域に編入していない市町村に対し、具体的な位置を示して、当該土地を農用地区域に編入（農用地利用計画を変更）するよう指示すること。

1-6 令和2年の基本指針変更を踏まえた都道府県の基本方針の変更状況

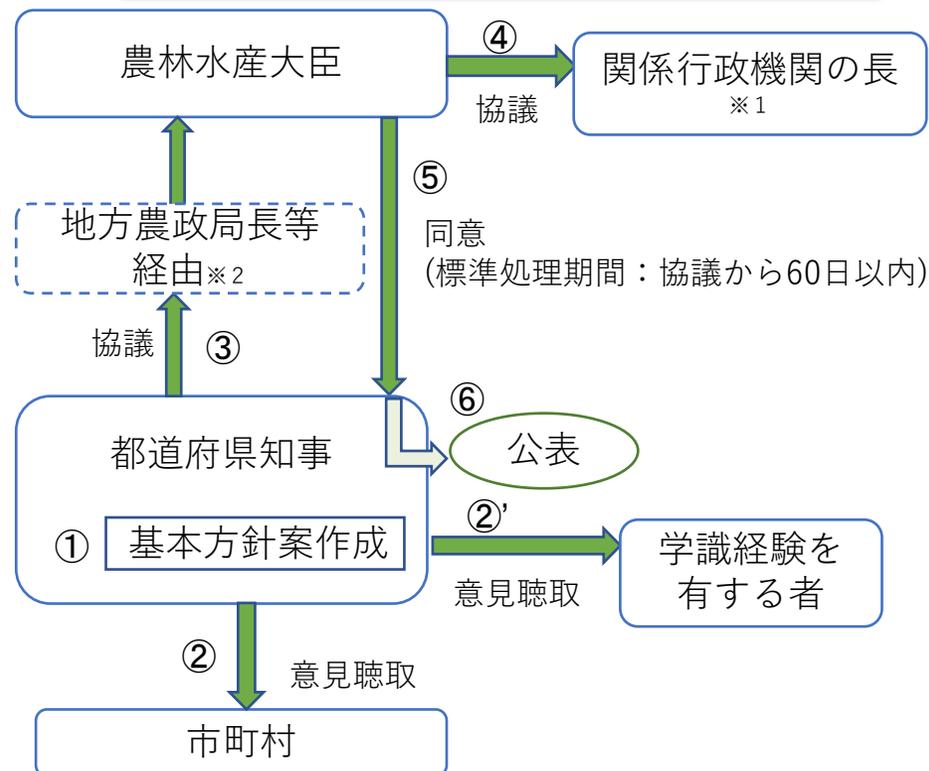
- 都道府県知事は、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更後、当該基本指針に基づき遅滞なく農業振興地域整備基本方針を変更。
- この「遅滞なく」については、ガイドラインにおいて、原則として、おおむね6か月間以内とすることが適当とされているが、基本方針の変更が6か月以内に了したのは、全体の1割強。1年半が、約4割。

基本指針変更(令和2年)後の大臣同意までの期間
(右図の①~⑤)



	半年	1年	1年半	2年	2年半	未同意
都道府県数	6	12	19	1	1	8

農業振興地域整備基本方針の変更手続き



※1：関係行政機関（総務省、経済産業省、国土交通省、環境省、内閣府（沖縄県のみ））

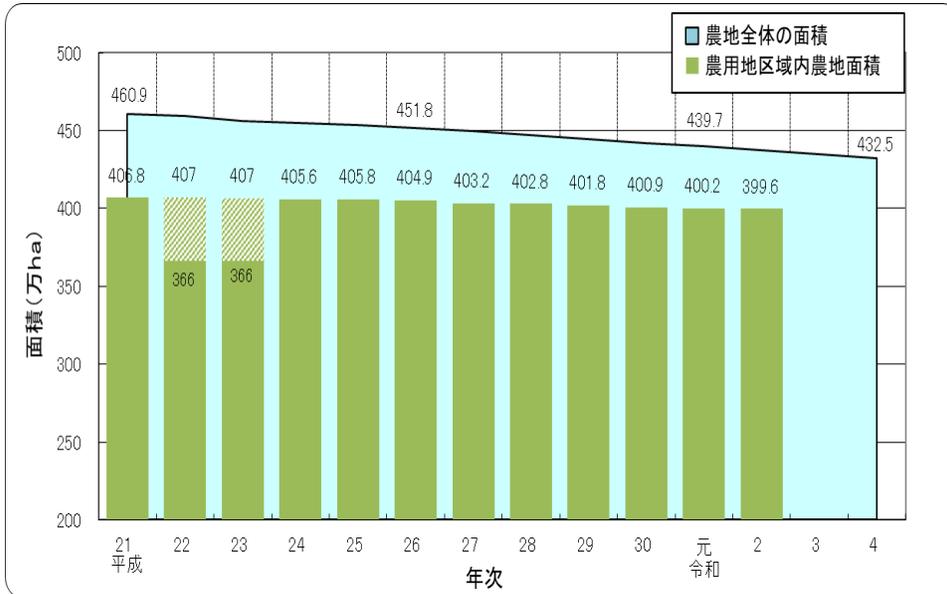
※2：地方農政局長等（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長、北海道にあっては、直接）

1-7 平成27年の基本指針(前回)における面積目標の達成状況について

- 前回の基本指針における面積目標の達成状況（中間年次）としては、目標をわずかに下回っている状況。
- 全体的に見れば、目標の達成状況が著しく不十分とは認められないため、これまでのところ是正要求の発動実績は無し。

農地全体と農用地区域内農地面積の推移の比較

- 農地全体は年平均2.15万haで減少。一方、農用地区域内農地は年平均0.65万haで減少（平成21年～令和2年）。



(出典) 農地全体の面積：「耕地面積及び作付面積統計」（農林水産省統計部）

農用地区域内農地面積：「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」（農林水産省農村振興局）

※平成22,23年は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県を除く値で公表したため、推計値

前回の基本指針における面積目標の達成状況

- 前回の基本指針における面積目標（平成26年405万ha⇒令和7年403万ha）について、いずれの年次も目標を達成していないものの、大きな乖離は生じていない。

(参考)
現行の基本指針

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年次目標	404.8	404.6	404.5	404.3	404.1	399.9
実績値	403.2	402.8	401.8	400.9	400.2	399.6
達成率	99.6%	99.6%	99.3%	99.2%	99.0%	99.9%

※農林水産省政策評価において、令和7年、令和12年の面積目標に向けて均等に減少すると仮定した場合の各年目標値を設定し、評価。

【参考】前回の各都道府県の基本方針における面積目標（平成26年⇒令和7年）における令和元年時点（中間年次目標※）の達成状況

	75～80%	90～95%	95～100%	100～	計
都道府県数	1	1	37	8	47

※令和7年の面積目標に向けて均等に増加又は減少すると仮定した場合の令和元年時点の目標値

1-8 農用地区域内農地面積の増減要因（平成27年～令和元年）

○ 平成27年の基本指針(前回)における目標と実績の検証を行ったところ、面積目標の達成率向上に向けては、特に荒廃農地の発生防止と農用地区域への編入促進が重要。

増減要因の分析(令和元年時点・全国)

- 減少要因としては、農用地区域からの除外が想定を下回った一方、**荒廃農地の発生が想定を上回った**。
- 増加要因としては、荒廃農地の再生が想定を上回った一方、**農用地区域への編入が想定を下回った**。
- その他の増減の主な要因は、求積手法の精度向上によるもの。求積手法の精度向上については、現在の基本指針及び基本方針に農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を位置付けるなど、早期改善に向け、取組を加速しているところ。



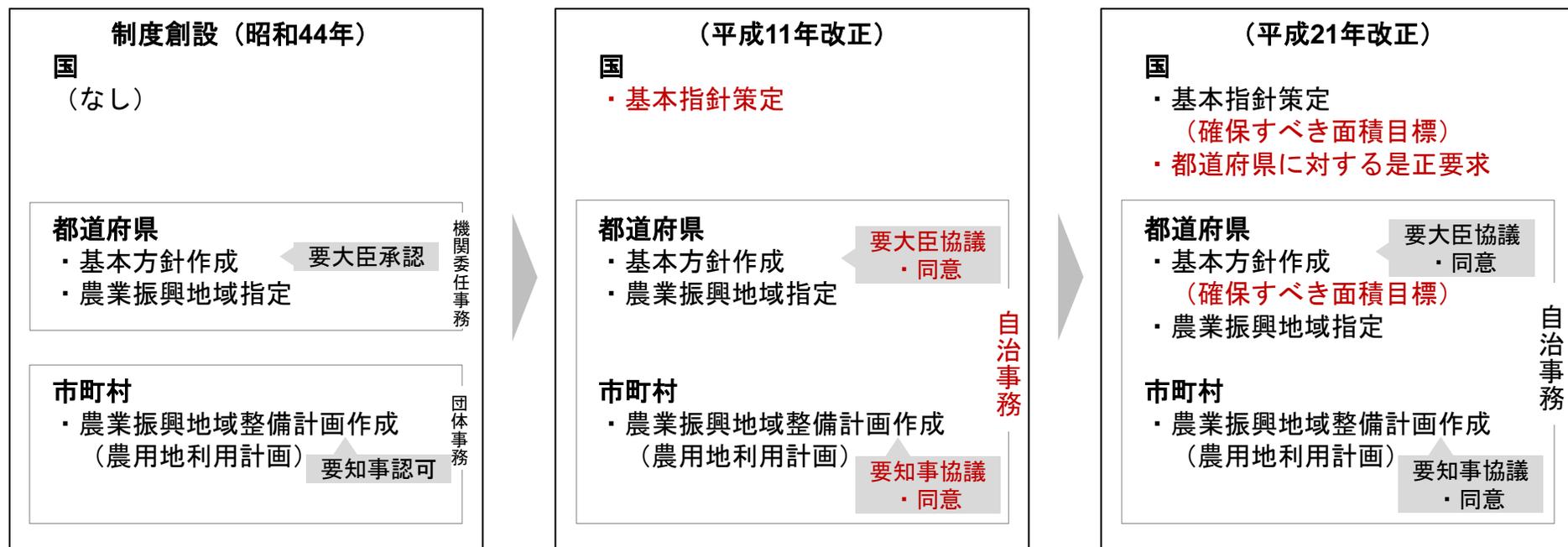
荒廃農地の発生防止と農用地区域への編入促進が重要

(出典)「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」(農林水産省農村振興局)
 (注1) 基本指針の期間(H27~R7の11年間)において、すう勢及び施策効果が均等に発生すると仮定した場合の比較。
 (注2) ラウンドの関係により内訳と計・平均が合わない場合がある。

1-9 農業振興地域制度における各段階の役割分担について

- 農振法制定時、農業振興地域の指定は、国土の合理的利用を図るため、農業以外の用途との調整に留意して定めるものであることから、国の立場から行うべきものとされていたところ。このため、県基本方針の作成及び農業振興地域の指定は国の機関委任事務として、都道府県知事に行わせることとされていたが、地方分権への対応により平成11年改正で自治事務化。
- 一方、農業振興地域整備計画（農用地区域の設定）は、地域の具体的条件に応じて定めるべきものであることから、農振法制定時から市町村において処理すべき事務とされていたところ。

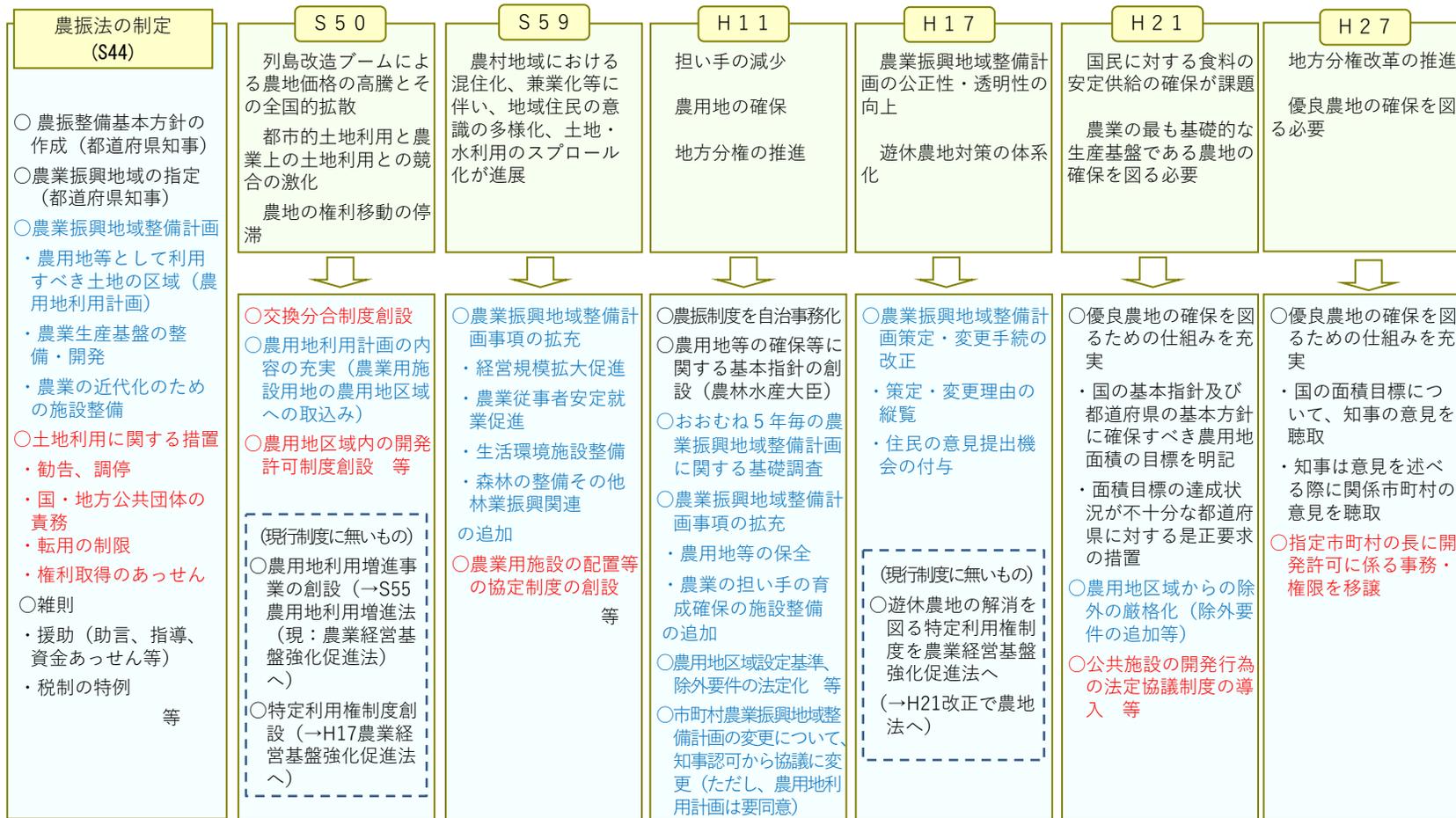
事務の変遷



※赤字が各年の改正部分

1-10 農業振興地域の整備に関する法律の制定の経緯・改正の経過

- 昭和30年代後半からの高度経済成長による人口・産業の都市部への急速な集中に伴い、国土の総合的・計画的な利用の必要性が認識され、昭和43年に都市計画法を制定。
- 一方、優良農地を主体とした農業地域を保全・形成し、農業施策を計画的・効果的に行うための長期的な計画制度として、昭和44年「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）を制定。
- その後、農地価格の高騰、都市的土地利用と農業的土地利用の競合の激化、地方分権の推進、国民に対する食料の安定供給の確保等を踏まえ所要の改正。



赤字：土地利用に関する措置関連

青字：農業振興地域整備計画に関する措置関連

1-11 農業振興地域制度及び農地転用許可制度における地方分権、規制緩和等への対応

○ 農業振興地域制度及び農地転用許可制度においては、地方分権の要請に応じて権限移譲等を実施。

地方分権(権限移譲)への主な対応

	内 容
地方分権推進委員会(第1次勧告) (平成8年12月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・2haを超え4ha以下の農地転用の許可は、都道府県に移譲(平成10年に農地法改正で対応) ・都道府県農振基本方針について、大臣承認から協議に変更(ただし、農用地等の確保に関する事項、農振指定予定地域は要同意)(平成11年に農振法改正で対応)
地方分権一括法 (平成11年法律第87号)	<ul style="list-style-type: none"> ・農振制度に係る事務を自治事務化(市町村農振整備計画の変更について、知事認可から協議に変更(ただし農用地利用計画は要同意))
地域主権第1次一括法 (平成23年法律第37号)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県農振基本方針の内容のうち、確保すべき農用地等の面積目標及び農振指定予定地域以外の事項に係る大臣との協議を廃止 ・市町村農振整備計画の作成について、農用地利用計画以外の事項に係る知事との協議を廃止
地域主権第2次一括法 (平成23年法律第105号)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県農振基本方針の公表に係る規定は、努力・配慮義務化。 ・市町村農振整備計画を策定・変更する場合における案の縦覧の期間に係る規定を例示化
地域主権第3次一括法 (平成25年法律第44号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長による開発許可申請書の知事への進達に係る意見は、意見があるときに添付
地域主権第5次一括法 (平成27年法律第50号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築 ・農地転用許可に係る事務・権限は農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲 ⇒ 詳細次頁

規制改革、特区提案への主な対応

内 容	適用実績	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・農家レストランの農用地区域内設置の容認(国家戦略特区における特例として平成26年に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月末時点で、15事業者を認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年に地方からの提案を受け、農家レストランについて、農業用施設として位置づけ農用地区域内での設置が可能となるよう省令改正

(参考) 第5次地方分権一括法(平成27年法律第50号)による改正

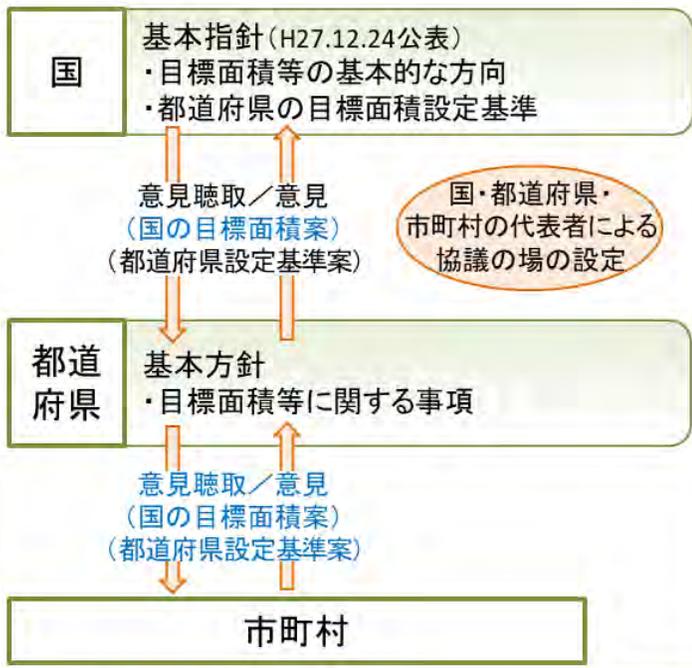
農地の総量確保のための仕組みの充実 (H27.6.26施行) **農振法**

○国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築

- ・地域における農地の実情を反映(市町村の参画)
→市町村の意見聴取手続きの創設 など

○上記のほか、「H26対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場※を設定することなどを盛り込み

※H27.11.5開催



[青字は、今回の改正内容を記載]

農地転用許可の権限移譲等 (H28.4.1施行) **農地法**

○農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等

- ・2~4haの農地転用に係る国協議は廃止
- ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村)に移譲
- ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村※に都道府県と同様の権限を移譲

※指定基準(関係政令をH27.12.24に、関係省令をH28.1.28に改正) ⇒ 以下3点を基本

- ①優良農地を確保する目標を定めること
- ②農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること
- ③農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

○上記のほか、「H26対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み

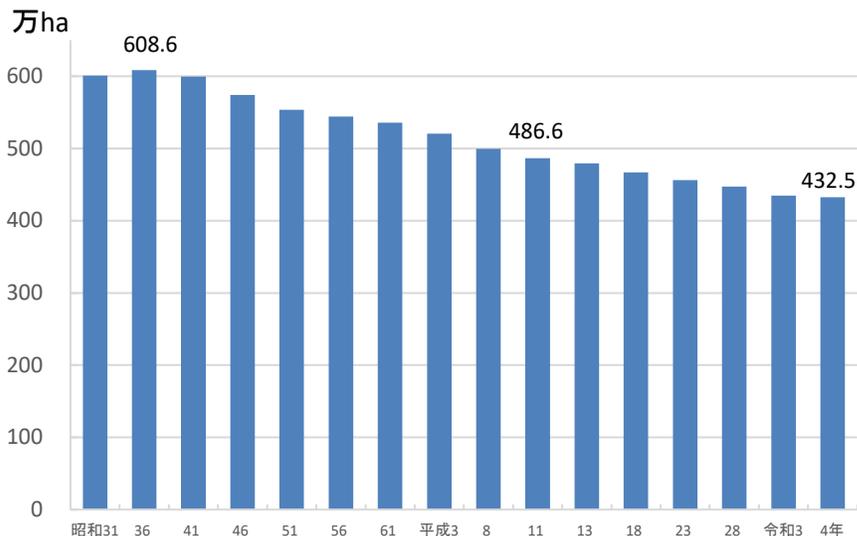
	旧制度	改正後
4ha超	国	都道府県 ※国協議 (法定受託事務) 指定
4ha以下 2ha超	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	都道府県 (自治事務) 市町村
2ha以下	都道府県 (自治事務)	都道府県 (自治事務)

2 データ関係

2-1 農地面積の推移

- 農地は昭和36年の608.6万haをピークに減少し、令和4年で432.5万ha（ピーク時から約3割減少）。
- 減少要因は、農地転用と荒廃農地の割合がほぼ半々で推移。

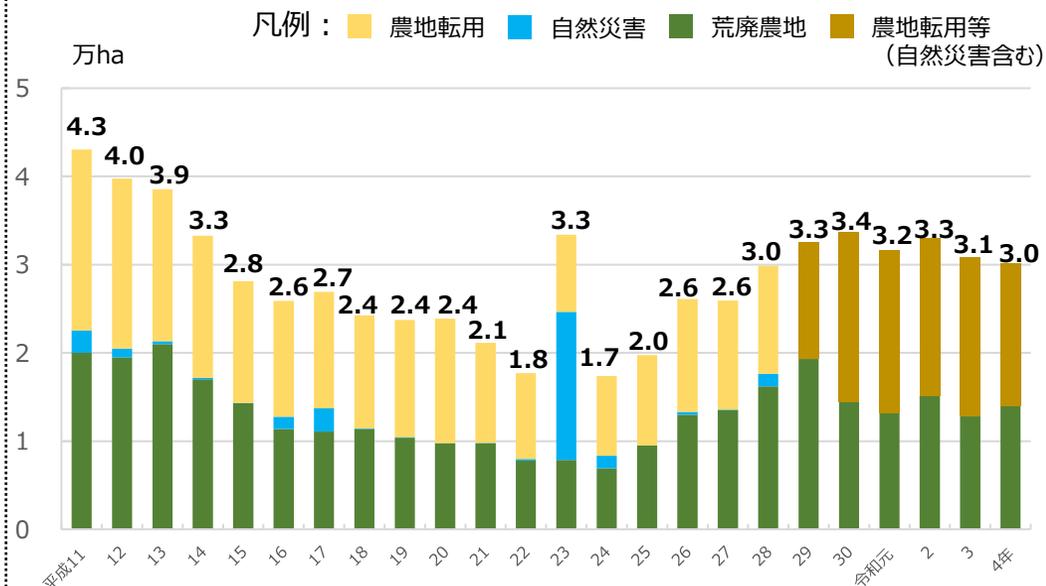
農地面積の推移(昭和31年～令和4年)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：昭和48年までは沖縄県を含まない。

農地のかい廃面積の推移(フロー、平成11年～令和4年)



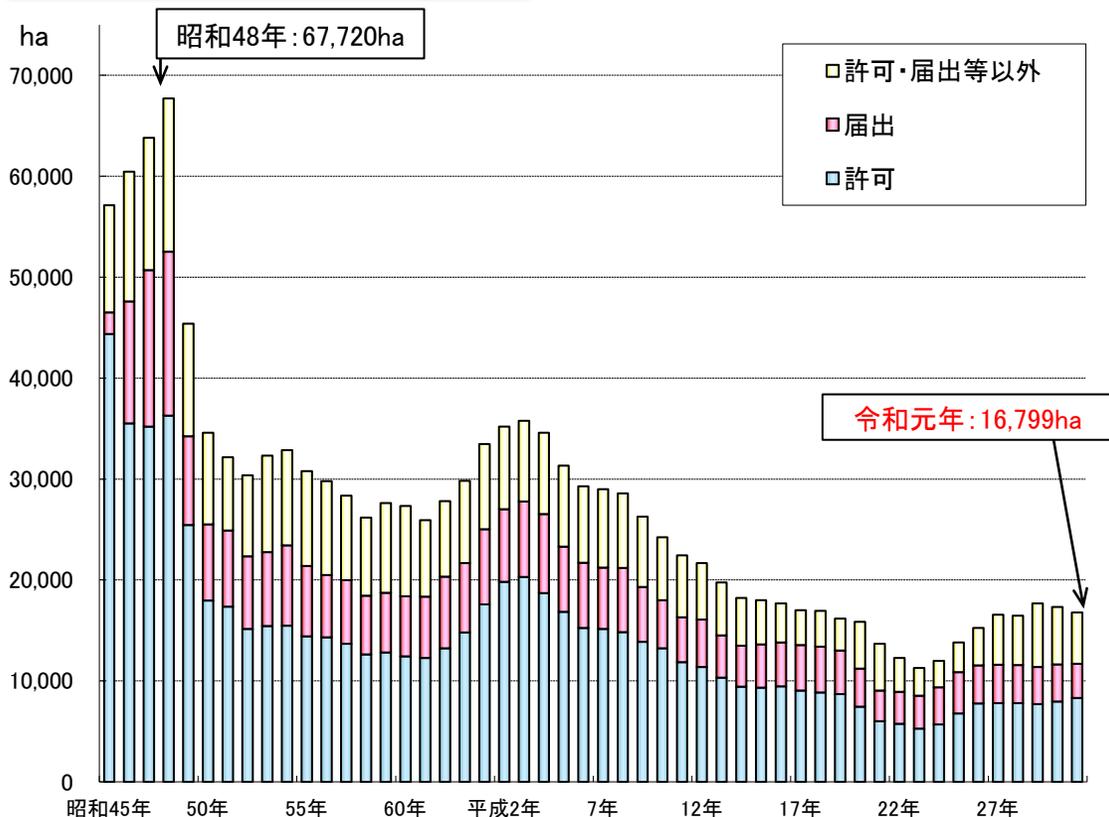
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：平成29年からは、荒廃農地と農地転用等（農地転用＋自然災害）で区分。

2-2 農地転用面積の推移

- 農地転用面積の推移を見ると、昭和30年代後半からの高度経済成長期に大幅に増加し、昭和48年をピーク(67,720ha)に減少に転じ、バブル経済の頃に増加したものの、近年の転用面積は16,000ha前後で推移。令和元年の農地転用面積は、16,799ha。
- 転用用途については、高度経済成長期には住宅、工場、道路等が大きなウェイトを占めていたが、近年は特に工場、道路等への転用が減少。

農地転用面積の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」、「農地の権利移動・借賃等調査」

用途別転用面積の推移

(単位：ha)

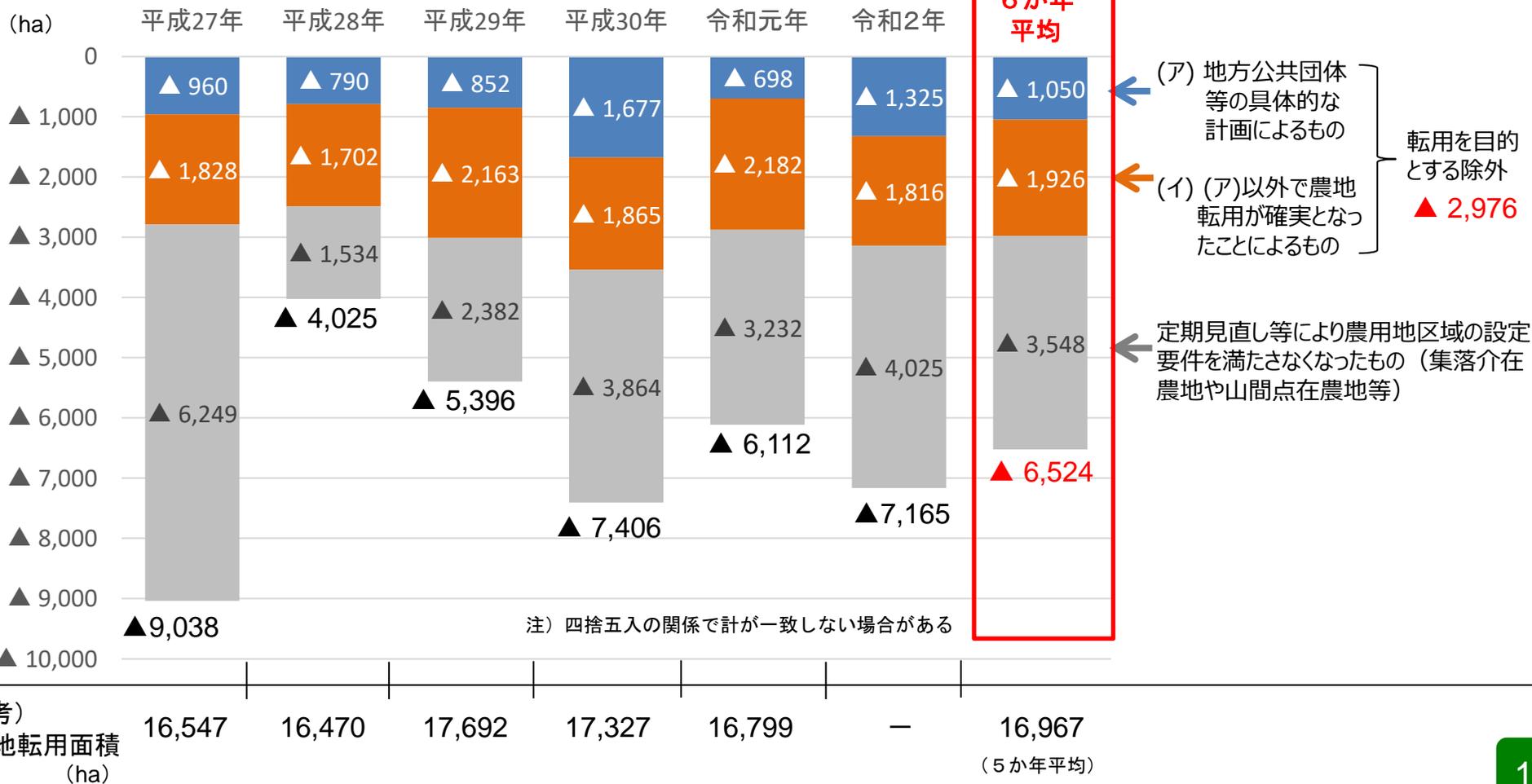
	合計	住宅用地	工・鉱業用地	学校用地	公園、運動場用地	進水路、鉄道用地	商業、サービス等用地	その他の業務用地	植林、その他
昭和45年	57,134	20,510	8,739	1,168	887	7,720	2,880	6,783	8,447
48年	67,720	20,749	9,254	1,683	1,049	9,080	5,657	7,476	12,771
50年	34,603	11,346	3,766	966	706	5,678	1,398	4,838	5,903
55年	30,778	8,838	3,420	856	610	6,390	1,760	4,063	4,842
60年	27,416	7,328	4,005	572	589	4,551	1,665	4,061	4,645
平成2年	35,235	8,528	6,166	349	754	4,235	2,464	6,159	6,579
5年	31,347	8,424	5,134	308	689	3,957	3,831	3,591	5,413
10年	24,242	6,710	3,772	132	382	3,422	1,918	4,337	3,569
15年	18,004	5,102	1,728	102	209	2,159	1,450	5,004	2,251
20年	15,846	4,546	1,348	56	117	1,327	1,113	4,103	3,236
21年	13,692	3,708	1,172	63	109	1,360	870	3,289	3,121
22年	12,288	3,794	1,190	80	88	841	808	3,330	2,157
23年	11,293	3,864	1,002	80	98	842	764	2,820	1,823
24年	11,999	4,161	1,065	93	86	838	940	3,129	1,688
25年	13,817	4,537	1,001	65	100	1,032	1,022	4,208	1,853
26年	15,253	4,065	1,170	97	109	1,143	960	5,296	2,412
27年	16,547	4,204	994	101	73	855	1,017	4,782	4,521
28年	16,470	4,193	1,114	98	65	759	913	4,602	4,725
29年	17,692	4,093	1,064	79	65	643	884	4,739	6,125
30年	17,327	4,115	1,082	66	71	757	935	4,888	5,413
令和元年	16,799	3,924	1,071	94	54	585	811	5,384	4,877

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成21年まで）、「農地の権利移動・借賃等調査」（平成22年から）
 注：1. 農地法4、5条の許可及び届出面積、農地法の許可及び届出を要しない転用面積（国、地方公共団体等が行う転用等）を累計。
 2. 「その他の業務用地」には農林漁業用施設、駐車場・資材置場等及び基盤強化法による農業施設用地のための転用を含む。
 3. 「工鉱業用地」、「商業サービス等用地」、「その他業務用地」及び「植林、その他」は、調査把握方法を変更したため、平成10年以前とは必ずしも連続しない。

2-3 農用地区域からの除外実績

- 農用地区域から除外した面積の実績は、約6,500ha/年で推移。
- 除外理由の内訳をみると、転用を目的とする農地の除外が約3,000ha/年、定期見直し等により農用地区域の設定要件を満たさなくなった農地の除外が約3,500ha/年。

農用地区域からの除外面積の推移(理由別)



2-4 4ha超の農地転用許可に係る大臣協議の実績について

- 平成27年の地方分権一括法において、4haを超える農地転用許可権限の都道府県知事等への移譲に伴い、4ha超の農地転用について、都道府県知事等が適切な判断を行うための知見を蓄積するまでの当分の間、農林水産大臣との協議制とすることにより、適切な事務の執行を担保することとされたところ。（平成28年4月施行）
- 4haを超える農地転用許可に係る農林水産大臣との協議が創設されて以降、297件、1,944haの農地転用許可に係る協議を行ってきたところ。

農地法附則第2項に係る大臣協議の実績

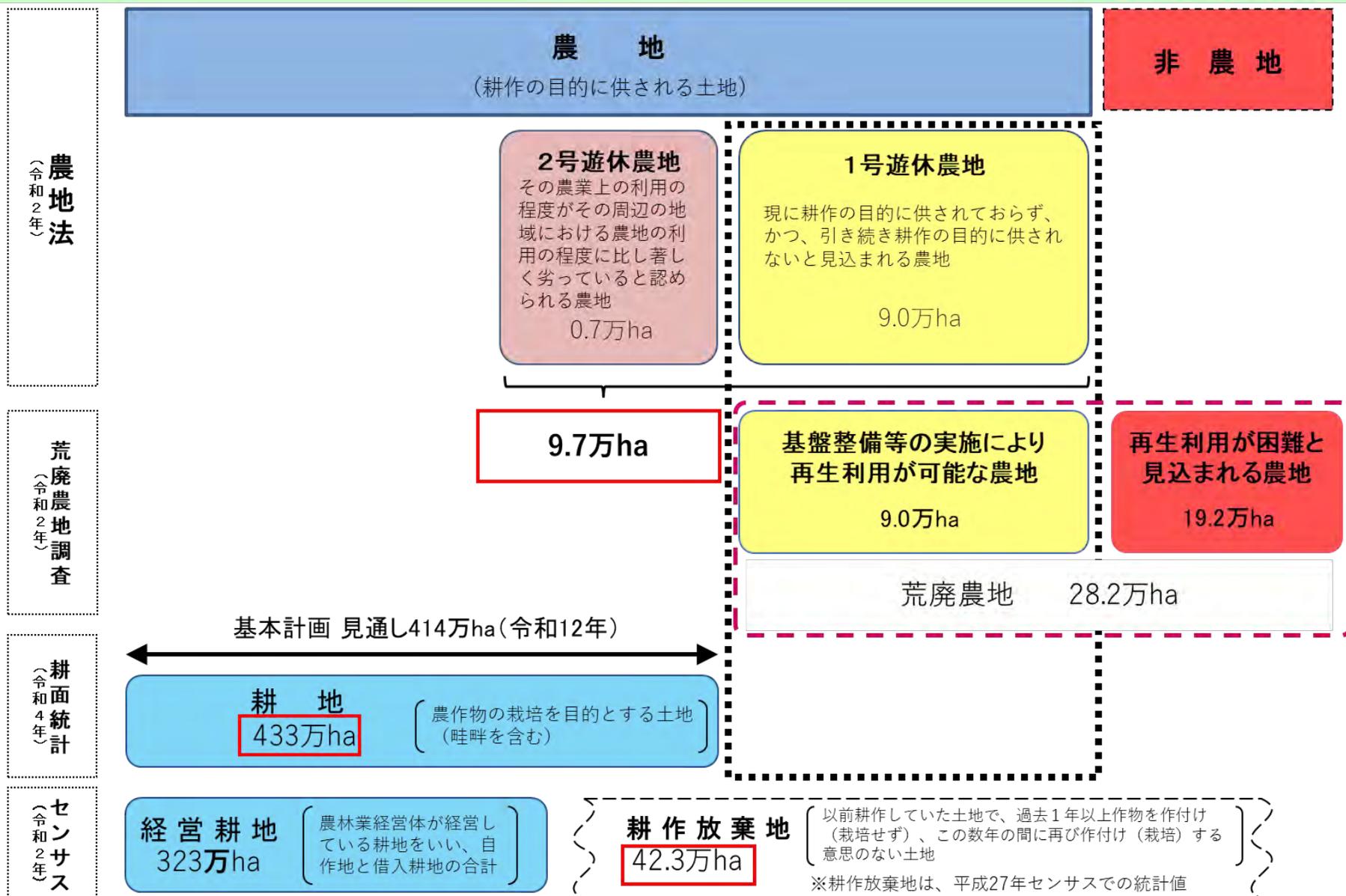
（単位：件、ha）

	都道府県			指定市町村			計		
	件数	面積	平均面積	件数	面積	平均面積	件数	面積	平均面積
平成28年	33	225	6.8	0	0	—	33	225	6.8
平成29年	96	411	4.3	1	12	12.0	97	422	4.4
平成30年	46	314	6.8	0	0	—	46	314	6.8
令和元年	52	461	8.9	2	16	8.0	54	477	8.8
令和2年	31	257	8.3	6	47	7.8	37	303	8.2
令和3年	29	197	6.8	1	6	6.0	30	203	6.8
合計 (年平均)	287 (48)	1,865 (311)	6.5	10 (2)	81 (14)	8.1	297 (50)	1,944 (324)	6.5

※平成28年は4ha超の大臣協議が開始された28年4月から12月までの実績。

2-5 農地の概念

農地の概念図



2-6 全国の荒廃農地面積の推移(平成20年～令和2年)

(単位:万ha)

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地		(参考値)		
		農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	再生利用された面積	農用地区域	
平成20年	28.4	12.8	14.9	8.3	13.5	4.5	-	-
平成21年	28.7	13.7	15.1	8.4	13.7	5.3	0.6	0.5
平成22年	29.2	14.1	14.8	8.5	14.4	5.5	1.0	0.7
平成23年	27.8	13.1	14.8	8.3	13.0	4.8	1.2	0.9
平成24年	27.2	13.1	14.7	8.3	12.5	4.8	1.4	0.9
平成25年	27.3	12.8	13.8	7.8	13.5	5.1	1.5	1.0
平成26年	27.6	12.9	13.2	7.5	14.4	5.4	1.0	0.7
平成27年	28.4	13.1	12.4	7.2	16.0	5.9	1.1	0.7
平成28年	28.1	13.2	9.8	5.9	18.3	7.4	1.7	1.1
平成29年	28.3	13.3	9.2	5.6	19.0	7.7	1.1	0.7
平成30年	28.0	13.3	9.2	5.5	18.8	7.8	1.0	0.6
令和元年	28.4	13.6	9.1	5.6	19.2	8.0	0.8	0.5
令和2年	28.2	13.6	9.0	5.5	19.2	8.1	0.8	0.5